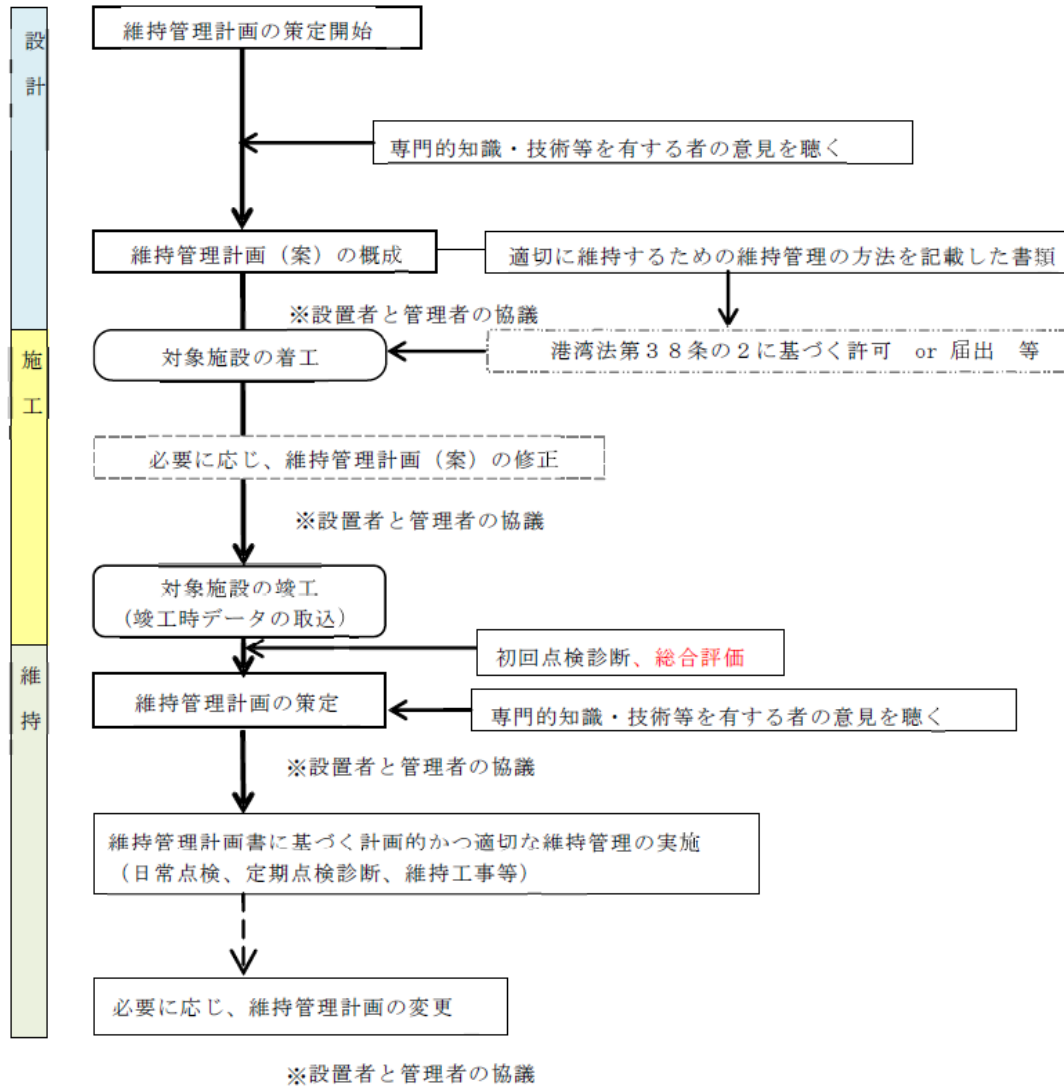
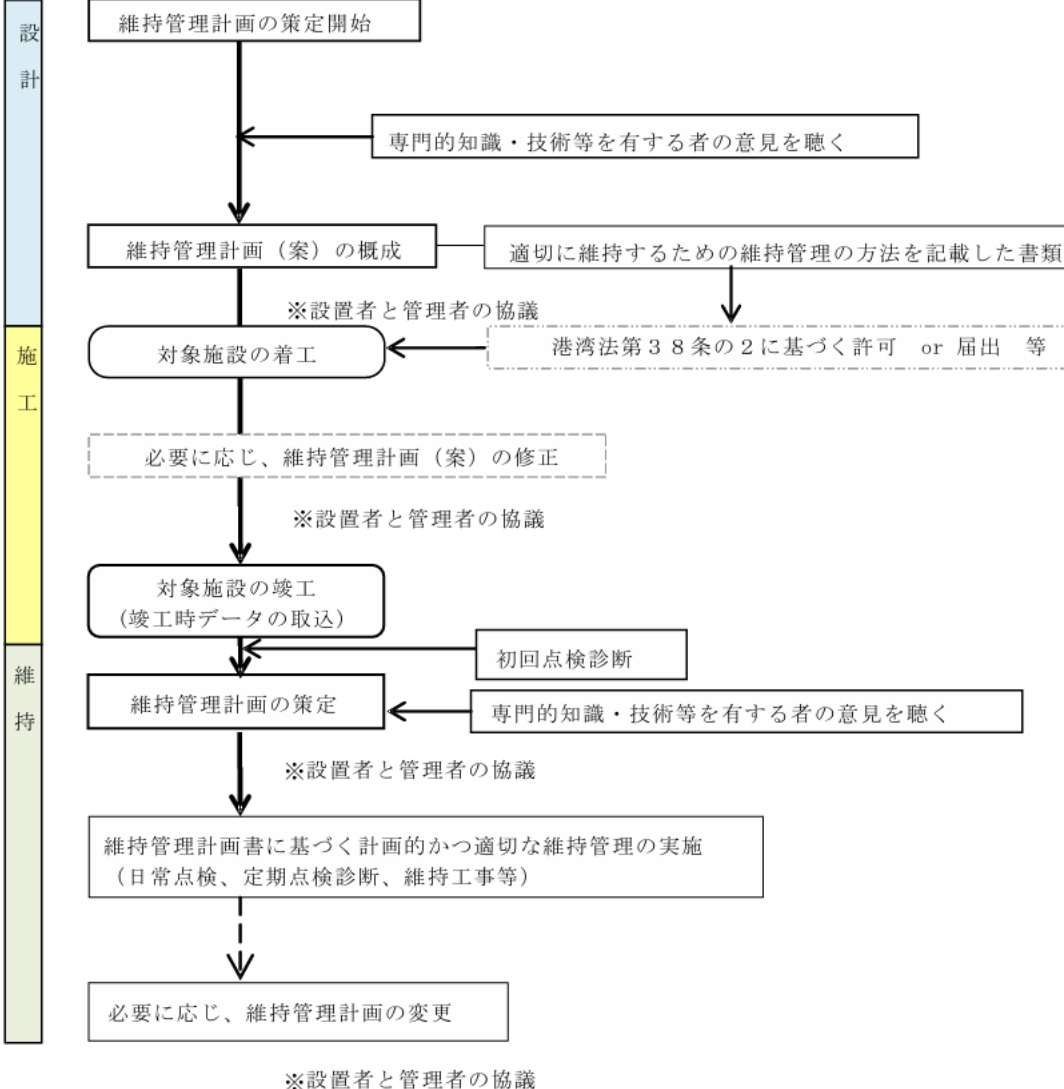


■港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第1部 総論】

下記のとおり、誤記の訂正及びより適切な記載への変更を行いました。現在掲載されている資料は、訂正を反映した正しいものとなっています。

ページ	正	誤	訂正日
7	・維持管理計画等 基準省令第4条第1項に基づき、技術基準対象施設を適切に維持するため、点検診断の時期及び方法、当該施設の供用期間、維持管理についての基本的な考え方、気候変動を勘案した情報、維持工事等を具体的な計画書の形式で明示するものを維持管理計画とし、これに準じるその他の適切な方法を「等」としている。	・維持管理計画等 基準省令第4条第1項に基づき、技術基準対象施設を適切に維持するため、点検診断の時期及び方法、当該施設の供用期間、維持管理についての基本的な考え方、気候変動や地震等を勘案した情報、維持工事等を具体的な計画書の形式で明示するものを維持管理計画とし、これに準じるその他の適切な方法を「等」としている。	R8.6.25
13	新規施設の維持管理計画の策定に係る標準的な作業・調整の流れは、図-4.1 のとおりである。対象施設の設計段階から維持管理計画の策定を開始し、維持管理計画（案）を概成させる。施設の竣工後、初回点検診断を実施し、点検診断結果に基づき総合的な評価を適切に行い、必要に応じて維持管理計画（案）を修正し、維持管理計画を完成させる。なお、施設の設置者と管理者が異なる場合は、十分に協議する必要がある。  図-4.1 維持管理計画の策定に係る標準的なフロー（新規施設）	新規施設の維持管理計画の策定に係る標準的な作業・調整の流れは、図-4.1 のとおりである。対象施設の設計段階から策定を開始し、施設の竣工後、初回点検診断を実施し維持管理計画を完成させる。なお、施設の設置者と管理者が異なる場合は、十分に協議する必要がある。  図-4.1 維持管理計画の策定に係る標準的なフロー（新規施設）	R8.9.15

港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン 正誤表

16	<table><tr><th colspan="2">表-4.1 複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点</th></tr><tr><th>括り方の着目点</th><th>施設設定の目安</th></tr><tr><td>連続する施設</td><td>係留施設の連続バースのように、同じ機能及び性能が確保されるべき隣接する複数の施設</td></tr><tr><td>同じ種類及び構造形式の施設</td><td>同じ施設の種類、同じ構造形式の複数の施設</td></tr><tr><td>利用目的が同じ施設</td><td>係留施設と背後の荷さばき地のように、利用目的が同じ施設</td></tr><tr><td>小規模な施設</td><td>事後保全にて対処する方が適切と判断される小規模な施設 （例. 水域施設、外郭施設、係留施設は、水深 4.5m未満の施設を目安とする。臨港交通施設のうち橋梁は、橋長 20m未満の施設を目安とする。なお、設置者が適宜判断して設定する）</td></tr><tr><td>変状の進行が著しい施設</td><td>既に変状が進行しており、予防保全的な対策を実施できない場合等、安全確保を主眼に維持管理を行う施設</td></tr></table>	表-4.1 複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点		括り方の着目点	施設設定の目安	連続する施設	係留施設の連続バースのように、同じ機能及び性能が確保されるべき隣接する複数の施設	同じ種類及び構造形式の施設	同じ施設の種類、同じ構造形式の複数の施設	利用目的が同じ施設	係留施設と背後の荷さばき地のように、利用目的が同じ施設	小規模な施設	事後保全にて対処する方が適切と判断される小規模な施設 （例. 水域施設、外郭施設、係留施設は、水深 4.5m未満の施設を目安とする。臨港交通施設のうち橋梁は、橋長 20m未満の施設を目安とする。なお、設置者が適宜判断して設定する）	変状の進行が著しい施設	既に変状が進行しており、予防保全的な対策を実施できない場合等、安全確保を主眼に維持管理を行う施設	<table><tr><th colspan="2">表-4.1 複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点</th></tr><tr><th>括り方の着目点</th><th>施設設定の目安</th></tr><tr><td>連続する施設</td><td>係留施設の連続バースのように、同じ機能及び性能が確保されるべき隣接する複数施設</td></tr><tr><td>同じ種類及び構造形式の施設</td><td>同じ施設の種類、同じ構造形式の複数の施設</td></tr><tr><td>利用目的が同じ施設</td><td>係留施設と背後の荷さばき地のように、利用目的が同じ施設</td></tr><tr><td>小規模な施設</td><td>事後保全にて対処する方が適切と判断される小規模な施設 （例. 水域施設、外郭施設、係留施設は、水深 4.5m未満の施設を目安とする。臨港交通施設のうち橋梁は、橋長 20m未満の施設を目安とする。なお、設置者が適宜判断して設定する）</td></tr><tr><td>変状の進行が著しい施設</td><td>既に変状が進行しており、予防保全的な対策を実施できない場合等、安全確保を主眼に維持管理を行う施設</td></tr></table>	表-4.1 複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点		括り方の着目点	施設設定の目安	連続する施設	係留施設の連続バースのように、同じ機能及び性能が確保されるべき隣接する複数施設	同じ種類及び構造形式の施設	同じ施設の種類、同じ構造形式の複数の施設	利用目的が同じ施設	係留施設と背後の荷さばき地のように、利用目的が同じ施設	小規模な施設	事後保全にて対処する方が適切と判断される小規模な施設 （例. 水域施設、外郭施設、係留施設は、水深 4.5m未満の施設を目安とする。臨港交通施設のうち橋梁は、橋長 20m未満の施設を目安とする。なお、設置者が適宜判断して設定する）	変状の進行が著しい施設	既に変状が進行しており、予防保全的な対策を実施できない場合等、安全確保を主眼に維持管理を行う施設	R8.9.15																																																																		
表-4.1 複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点																																																																																																	
括り方の着目点	施設設定の目安																																																																																																
連続する施設	係留施設の連続バースのように、同じ機能及び性能が確保されるべき隣接する複数の施設																																																																																																
同じ種類及び構造形式の施設	同じ施設の種類、同じ構造形式の複数の施設																																																																																																
利用目的が同じ施設	係留施設と背後の荷さばき地のように、利用目的が同じ施設																																																																																																
小規模な施設	事後保全にて対処する方が適切と判断される小規模な施設 （例. 水域施設、外郭施設、係留施設は、水深 4.5m未満の施設を目安とする。臨港交通施設のうち橋梁は、橋長 20m未満の施設を目安とする。なお、設置者が適宜判断して設定する）																																																																																																
変状の進行が著しい施設	既に変状が進行しており、予防保全的な対策を実施できない場合等、安全確保を主眼に維持管理を行う施設																																																																																																
表-4.1 複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点																																																																																																	
括り方の着目点	施設設定の目安																																																																																																
連続する施設	係留施設の連続バースのように、同じ機能及び性能が確保されるべき隣接する複数施設																																																																																																
同じ種類及び構造形式の施設	同じ施設の種類、同じ構造形式の複数の施設																																																																																																
利用目的が同じ施設	係留施設と背後の荷さばき地のように、利用目的が同じ施設																																																																																																
小規模な施設	事後保全にて対処する方が適切と判断される小規模な施設 （例. 水域施設、外郭施設、係留施設は、水深 4.5m未満の施設を目安とする。臨港交通施設のうち橋梁は、橋長 20m未満の施設を目安とする。なお、設置者が適宜判断して設定する）																																																																																																
変状の進行が著しい施設	既に変状が進行しており、予防保全的な対策を実施できない場合等、安全確保を主眼に維持管理を行う施設																																																																																																
19	<table><tr><th colspan="4">表-5.1 必要または有用な情報の例</th></tr><tr><th>情報の項目</th><th>情報の内容例</th><th>必要な情報</th><th>有用な情報</th></tr><tr><td>1) 計画の目標</td><td>・維持管理の計画目標期間、設計供用期間</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>2) 維持管理の基本的な考え方</td><td>・施設の予防保全または事後保全の維持管理の方針、供用期間の延長、供用停止、用途変更等 ・気候変動への対応方針 ・通常点検診断施設または重点点検診断施設の設定 ・供用期間を延長した場合の維持管理上の留意点</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>3) 施設に関連する計画</td><td>・港湾計画、予防保全計画、協働防護計画、地域防災計画等での位置づけ</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">4) 維持管理上の諸条件等</td><td>・標準断面図、平面図、施設の情報、適用基準、施工履歴（補修履歴）、設計者及び施工者の情報、材料特性等</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>・位置図、構造特性、自然条件、利用状況等</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>5) 付随する施設との関係性</td><td>・係留施設の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等 ・緊急輸送道路との接続の有無</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>6) 維持管理レベル</td><td>・維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>7) 座標系、位置座標の設定</td><td>・ブロック番号や部材番号、起点からの距離、測量の X,Y,Z 座標値、防災基準点・地震後に位置座標を計測する点※等</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>8) 初回点検診断結果</td><td>・劣化度及び性能低下度の評価、劣化予測結果、詳細調査結果、総合評価結果、現状の維持管理の方針（措置）等</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>9) その他の配慮事項</td><td>・代替施設の有無等 ・補修の優先度を考慮する上での配慮事項</td><td></td><td>○</td></tr></table>	表-5.1 必要または有用な情報の例				情報の項目	情報の内容例	必要な情報	有用な情報	1) 計画の目標	・維持管理の計画目標期間、設計供用期間	○		2) 維持管理の基本的な考え方	・施設の予防保全または事後保全の維持管理の方針、供用期間の延長、供用停止、用途変更等 ・気候変動への対応方針 ・通常点検診断施設または重点点検診断施設の設定 ・供用期間を延長した場合の維持管理上の留意点	○		3) 施設に関連する計画	・港湾計画、予防保全計画、協働防護計画、地域防災計画等での位置づけ		○	4) 維持管理上の諸条件等	・標準断面図、平面図、施設の情報、適用基準、施工履歴（補修履歴）、設計者及び施工者の情報、材料特性等	○		・位置図、構造特性、自然条件、利用状況等		○	5) 付随する施設との関係性	・係留施設の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等 ・緊急輸送道路との接続の有無		○	6) 維持管理レベル	・維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ	○		7) 座標系、位置座標の設定	・ブロック番号や部材番号、起点からの距離、測量の X,Y,Z 座標値、防災基準点・地震後に位置座標を計測する点※等		○	8) 初回点検診断結果	・劣化度及び性能低下度の評価、劣化予測結果、詳細調査結果、総合評価結果、現状の維持管理の方針（措置）等	○		9) その他の配慮事項	・代替施設の有無等 ・補修の優先度を考慮する上での配慮事項		○	<table><tr><th colspan="4">表-5.1 必要または有用な情報の例</th></tr><tr><th>情報の項目</th><th>情報の内容例</th><th>必要な情報</th><th>有用な情報</th></tr><tr><td>1) 計画の目標</td><td>・維持管理の計画目標期間、設計供用期間</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>2) 維持管理の基本的な考え方</td><td>・施設の予防保全または事後保全の維持管理の方針、供用期間の延長、供用停止、用途変更等 ・気候変動への対応方針 ・通常点検診断施設または重点点検診断施設の設定 ・供用期間を延長した場合の維持管理上の留意点</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>3) 施設に関連する計画</td><td>・港湾計画、予防保全計画、協働防護計画、地域防災計画等での位置づけ</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">4) 維持管理上の諸条件等</td><td>・標準断面図、平面図、施設の情報、適用基準、施工履歴（補修履歴）、設計者及び施工者の情報、材料特性等</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>・位置図、構造特性、自然条件、利用状況等</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>5) 付随する施設との関係性</td><td>・岸壁の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等 ・緊急輸送道路との接続の有無</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>6) 維持管理レベル</td><td>・維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>7) 座標系、位置座標の設定</td><td>・ブロック番号や部材番号、起点からの距離、測量の X,Y,Z 座標値、防災基準点・地震後に位置座標を計測する点※等</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>8) 初回点検診断結果</td><td>・劣化度及び性能低下度の評価、劣化予測結果、詳細調査結果、総合評価結果、現状の維持管理の方針（措置）等</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>9) その他の配慮事項</td><td>・代替施設の有無等 ・補修の優先度を考慮する上での配慮事項</td><td></td><td>○</td></tr></table>	表-5.1 必要または有用な情報の例				情報の項目	情報の内容例	必要な情報	有用な情報	1) 計画の目標	・維持管理の計画目標期間、設計供用期間	○		2) 維持管理の基本的な考え方	・施設の予防保全または事後保全の維持管理の方針、供用期間の延長、供用停止、用途変更等 ・気候変動への対応方針 ・通常点検診断施設または重点点検診断施設の設定 ・供用期間を延長した場合の維持管理上の留意点	○		3) 施設に関連する計画	・港湾計画、予防保全計画、協働防護計画、地域防災計画等での位置づけ		○	4) 維持管理上の諸条件等	・標準断面図、平面図、施設の情報、適用基準、施工履歴（補修履歴）、設計者及び施工者の情報、材料特性等	○		・位置図、構造特性、自然条件、利用状況等		○	5) 付随する施設との関係性	・岸壁の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等 ・緊急輸送道路との接続の有無		○	6) 維持管理レベル	・維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ	○		7) 座標系、位置座標の設定	・ブロック番号や部材番号、起点からの距離、測量の X,Y,Z 座標値、防災基準点・地震後に位置座標を計測する点※等		○	8) 初回点検診断結果	・劣化度及び性能低下度の評価、劣化予測結果、詳細調査結果、総合評価結果、現状の維持管理の方針（措置）等	○		9) その他の配慮事項	・代替施設の有無等 ・補修の優先度を考慮する上での配慮事項		○	R8.9.15
表-5.1 必要または有用な情報の例																																																																																																	
情報の項目	情報の内容例	必要な情報	有用な情報																																																																																														
1) 計画の目標	・維持管理の計画目標期間、設計供用期間	○																																																																																															
2) 維持管理の基本的な考え方	・施設の予防保全または事後保全の維持管理の方針、供用期間の延長、供用停止、用途変更等 ・気候変動への対応方針 ・通常点検診断施設または重点点検診断施設の設定 ・供用期間を延長した場合の維持管理上の留意点	○																																																																																															
3) 施設に関連する計画	・港湾計画、予防保全計画、協働防護計画、地域防災計画等での位置づけ		○																																																																																														
4) 維持管理上の諸条件等	・標準断面図、平面図、施設の情報、適用基準、施工履歴（補修履歴）、設計者及び施工者の情報、材料特性等	○																																																																																															
	・位置図、構造特性、自然条件、利用状況等		○																																																																																														
5) 付随する施設との関係性	・係留施設の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等 ・緊急輸送道路との接続の有無		○																																																																																														
6) 維持管理レベル	・維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ	○																																																																																															
7) 座標系、位置座標の設定	・ブロック番号や部材番号、起点からの距離、測量の X,Y,Z 座標値、防災基準点・地震後に位置座標を計測する点※等		○																																																																																														
8) 初回点検診断結果	・劣化度及び性能低下度の評価、劣化予測結果、詳細調査結果、総合評価結果、現状の維持管理の方針（措置）等	○																																																																																															
9) その他の配慮事項	・代替施設の有無等 ・補修の優先度を考慮する上での配慮事項		○																																																																																														
表-5.1 必要または有用な情報の例																																																																																																	
情報の項目	情報の内容例	必要な情報	有用な情報																																																																																														
1) 計画の目標	・維持管理の計画目標期間、設計供用期間	○																																																																																															
2) 維持管理の基本的な考え方	・施設の予防保全または事後保全の維持管理の方針、供用期間の延長、供用停止、用途変更等 ・気候変動への対応方針 ・通常点検診断施設または重点点検診断施設の設定 ・供用期間を延長した場合の維持管理上の留意点	○																																																																																															
3) 施設に関連する計画	・港湾計画、予防保全計画、協働防護計画、地域防災計画等での位置づけ		○																																																																																														
4) 維持管理上の諸条件等	・標準断面図、平面図、施設の情報、適用基準、施工履歴（補修履歴）、設計者及び施工者の情報、材料特性等	○																																																																																															
	・位置図、構造特性、自然条件、利用状況等		○																																																																																														
5) 付随する施設との関係性	・岸壁の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等 ・緊急輸送道路との接続の有無		○																																																																																														
6) 維持管理レベル	・維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ	○																																																																																															
7) 座標系、位置座標の設定	・ブロック番号や部材番号、起点からの距離、測量の X,Y,Z 座標値、防災基準点・地震後に位置座標を計測する点※等		○																																																																																														
8) 初回点検診断結果	・劣化度及び性能低下度の評価、劣化予測結果、詳細調査結果、総合評価結果、現状の維持管理の方針（措置）等	○																																																																																															
9) その他の配慮事項	・代替施設の有無等 ・補修の優先度を考慮する上での配慮事項		○																																																																																														
40,49,66,87,107	【維持告示に規定されている事項】 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理	【維持告示に規定されている事項】 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通し並びに当該施設の地震等による被災後の利用状況を勘案した、維持管理に必要な基本的な情報 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理	R8.6.25																																																																																														
82	③塩化物イオンの浸透による鉄筋腐食の開始時期の予測 鉄筋コンクリート部材およびプレストレストコンクリート部材における劣化予測は、港湾の施設の技術上の基準・同解説、2022 年制定コンクリート標準示方書〔維持管理編〕（公益社団法人 土木学会、2023 年 3 月）等を参考にすることができる。	③塩化物イオンの浸透による鉄筋腐食の開始時期の予測 鉄筋コンクリート部材およびプレストレストコンクリート部材における劣化予測は、港湾の施設の技術上の基準・同解説、2022 年制定コンクリート標準示方書〔維持管理編〕（公益社団法人、2023 年 3 月）等を参考にすることができる。	R8.6.25																																																																																														

港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン 正誤表

88	・舗装設計施工指針 平成 18 年度版（公益社団法人 日本道路協会、平成 18 年 2 月）	・舗装設計施工指針 平成 18 年度版（社団法人 日本道路協会、平成 18 年 2 月）	R8.6.25
88	・鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）（公益財団法人 鉄道総合技術研究所、平成 19 年 1 月）	・鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）（財団法人 鉄道総合技術研究所、平成 19 年 1 月）	R8.6.25
104	・舗装設計施工指針 平成 18 年度版（公益社団法人 日本道路協会、平成 18 年 2 月）	・舗装設計施工指針 平成 18 年度版（社団法人 日本道路協会、平成 18 年 2 月）	R8.6.25
109	・管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル（改訂版）（一般財団法人 みなと総合研究財団、平成 20 年 8 月）	・管理型廃棄物埋立護岸 設計・施工・管理マニュアル（改訂版）（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成 20 年 8 月）	R8.6.25
109	（削除）	・港湾緑地の植栽・施工マニュアル（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成 11 年 5 月）	R8.6.25
109	（削除）	・港湾緑地の植栽・施工マニュアル	R8.6.25
112	【解 説】 不特定かつ多数の者が利用に供する緑地及び広場にあつては、利用者の安全の確保並びに大規模地震対策施設として有効に機能するよう、適切に点検診断を行うことが重要である。 緑地及び広場の点検診断、維持管理計画の内容は、附属資料 3 係留施設の他、公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 30 年 10 月）を参考にすることができる。	【解 説】 不特定かつ多数の者が利用に供する緑地及び広場にあつては、利用者の安全の確保並びに大規模地震対策施設として有効に機能するよう、適切に点検診断を行うことが重要である。 緑地及び広場の点検診断、維持管理計画の内容は、附属資料 3 係留施設の他、公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 30 年 10 月）、港湾緑地の植栽・施工マニュアル（財団法人 港湾空間高度化環境研究センター、平成 11 年 5 月）を参考にすることができる。	R8.6.25
114	複数の施設を取りまとめて維持管理計画を策定するにあたっては、次の事項について定めることを標準とする。 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理	複数の施設を取りまとめて維持管理計画を策定するにあたっては、次の事項について定めることを標準とする。 ①当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②当該施設が置かれる気象の状況及び将来の見通し並びに当該施設の地震等による被災後の利用状況を勘案した、維持管理に必要な基本的な情報 ③当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部材及び方法等 ④当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ⑤当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理	R8.6.25